

○経済産業省令第四十六号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）第三十四条第一項の規定に基づき、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年六月二十九日

経済産業大臣 甘利 明

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三十八条ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げるものを所有又は占有する者にあつては供給開始時及び一年に一回以上の回数で行うこととする。

一 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（開放燃焼式のものに限る。）

二 令別表第一に掲げる液化石油ガス用瞬間湯沸器（前号に掲げるもの、密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）、液化石油ガス用バーナー付ふろがま（密閉燃焼式のもの及び屋外式のものを除く。）又はふろがま（パイロットバーナー等に点火しなかった場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えた場合に、自動的にバーナーへの液化石油ガスの通路を閉ざす装置（パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定期間経過後も再点火しないときに、バーナーへの液化石油ガスの通路を自動的に閉ざす装置を含む。）及び不完全燃焼する状態に至った場合に当該燃焼器へのガスの供給を自動的に遮断し燃焼を停止する機能を有するものを除く。）

附 則

この省令は、平成十九年七月一日から施行する。